

濟度されむと欲ふ」とまうして、法会を敲り訖り、明日に供らむとして使に誠めて曰はく「第一に値はむを我が縁ある師とし、法を修ふ状有らば過ぎずかならず請へよ」といふ。其の使願に随ひて、門を出で試に往きて、同じき郡の御谷の里に至る。乞ふ者有るを見る。鉢囊を肘に懸け、酒に酔ひて路に臥す。姓名詳ならず。伎戯人有りて、髪を剃り繩を懸け、以ちて袈裟とす。然らずといへどもなほかつて覚知らず。使見て起し礼み、勸請へて家に帰る。願主見て、信ふ心もちて敬ひ礼む。一日一夜に家の内に隠し居多て、頓に法の服を作り、之れを以ちて施し奉る。爰に乞ふ者問ひていはく「所以は何に」といふ。答へて曰はく「請ひて法花経を講かしめむ」といふ。乞ふ者「我れ学ぶる所無し。ただし般若陀羅尼を誦持ち、食を乞ひて命を活く」といふ。願主なほ請ふ。乞ふ者思ひ議りて「竊に逃ぐるに如かず」とおもふ。兼ねて逃げむことを心知りて人を副へて守らしむ。彼の夜に請へたる師夢に見らく「赤き特來至りて告げて言はく「我れは此の家長公の母なり。是の家の牛の中に赤き牝牛有り。其の児は吾れなり。我れ昔先の世に子の物を偷用き。所以に今牛の身を受けて其の償を償ふなり。明日我が為に大乘を説かむとする師なり。故に貴びて慇に告げ知らすなり。虚実を知らむと欲はば、法を説く堂の裏に我

が為に座を敷け。我れ上り居む」といふ」とみる。請へたる師夢より驚き醒め、心の内に大に怪ぶ。明朝に講座に登りて言はく「我れ覚る所無し。願主の心に随ひ、故に此の座に登る。ただし夢の悟有り」といひて、具に夢の状を陳ぶ。檀主聞きて起ち、座を敷きて牝を喚ぶ。牝座に伏す。是に檀主大に哭きて言はく「実に我が母なり。我れかつて知らず。今我れ免し奉る」といふ。牛聞きて大に息く。法事訖りて後に其の牛すなはち死ぬ。法会の衆ごとくみな号哭き、堂の庭に響く。往古より已後斯の奇しきに過ぎたるはなし。更に其の母の為に重ねて功德を修る。諺に知る、願主の母の恩を顧ることの至りて深き信と、乞ふ者の神しき呪を誦むことの積みたる功の驗なり、と。

布施せざると生を放つとに依りて現に善と悪との報を得る縁 第十六

聖武天皇の御代に、讃岐国香川郡坂田里に、一の富める人有り。夫妻同じき姓にして綾君なり。隣に善と悪と有り。おのおの居りて鰥と寡となり。かつて子息無く、極めて窮しく裸衣にして、命を活くること能はず。綾君の家を

一 亡母が迷いの世界を脱して淨域に渡される。
 二 三重県阿山郡大山田村三谷あたり。
 三 僧とも沙弥ともされてないことに注意すべきであろう。
 四 鉢をいれるための袋。僧の鉢囊は、鉢をいれて口をくくり、衣をいれることもあった。五 たわむれの行動をする人。演劇、笑芸、奇術などを業とする人か。
 六 本説話の乞者は僧でも沙弥でもなかった。酔って臥している間に、他人のたわむれによって僧形にされたのである。釈迦が阿難に命じて一醉婆羅門を僧形になさしめた、という大智度論・十三の説話にかよところがある。繩を袈裟とした、という記述は、後代の輪袈裟や種子袈裟のような形態の袈裟を連想させる。
 七 袈裟。
 八 理由は何か。原文「所以者何」。仏典語。たとえは妙法蓮華経方便品にみえる。
 九 般若心経の末尾の陀羅尼か。陀羅尼集経・三には、般若無尽藏陀羅尼、大般若波羅蜜多陀羅尼、般若波羅蜜多聰明陀羅尼、般若大心陀羅尼(般若心経の陀羅尼と同意)、般若小心陀羅尼(同名のもの二種)、般若心陀羅尼、般若聞持不忘陀羅尼、を収録。
 一〇 こっそり逃げるのが最高だ。
 一一 願主の東人は乞者が逃げることをあらかじめ知つて。
 一二 上巻十縁。
 一三 原文「其児」。赤牝牛が母なのであり、赤牝牛の子が母なのではない。「児」は女を示し、本説話では赤牝牛をさす。接尾辞としての「児」にはさまざまな用法があるが、「其に接続した例はなく、本説話の「児」は接尾辞ではない。

一四 法華経の異名として用いられている。
 一五 同様の表現は上巻十縁にも存した。
 一六 原文上居。下文には「登」此座ことみえる。一段高い座が設定されている。中巻十九縁の優婆夷の「床」のようなものである。
 一七 夢によつて不思議な世界、神仏の世界が示されたもの。
 一八 檀越と同じ。施主。東人をさす。
 一九 「めうじ」の表記を「女牛」「特」「牝牛」「牝」と変化させている。
 二〇 より高い地位の存在(たとえば、人への転生を暗示する)。
 二一 上文にみえる般若陀羅尼。

第十六縁 善業と悪業についての現報説話。
 今昔物語集・二十ノ十七に書承。
 三 香川県高松市。
 三三 この夫婦は未詳。本説話以外に所伝をみない。
 三四 善と悪とは同居しているのではない。綾君のたえば右隣に善が左隣に悪が、というように両隣に住んでいるのである。戸令によれば「善」は六十六歳以上。
 三五 妻の無い男。鰥夫。令集解・戸令では六十一歳以上。
 三六 夫の無い女。寡婦。令集解・戸令では五十歳以上。善と悪とが夫婦でないことが示されている。
 三七 中村宗彦の説では、わずかに身を隠す薄物ひとつを着けた状態。

食を乞ふ所として、日々に闕けず餽時に逢ふ。主試むとして夜半ごとに竊に起きて爨きて家口に食はしむれども、なほ来り相ふ。家台りて怪ぶ。家室家長に告げて曰はく「此の二の耆と嫗と、驅せ使ふに便なし。我れ慈悲ぶるが故に家児の數に入れむ」といふ。長聞きて曰はく「飯を探りて養へ。今より已後おのおの自が分を缺きて、彼の耆と嫗とに施せ。功德の中に、自身が宋を割き他に施して命を救ふことは、最上たる行なり。今我が作ふ所は彼の功德に稱はむ」といふ。家口語に応ひて、分の飯を析きて養ふ。彼の家口の中に一人使人有り。主の語に随はず、耆と嫗とを駄ふ。やうやく諸の使人また駄ひて施さず。家室竊に分の飯を攪りて養ふ。常に慥む人、長公に讒ぢて曰はく「使人の分を缺きて耆と嫗とを育ふが故に、飯を噉ふこと尠少し。飢急れば、嘗農能はずして産業を懈らしめむ」といふ。讒ぢて轍まず。なほ養を送る。讒ぢたる家口、單釣人に副ひて海に入りて釣を経む。釣繩に蠅十貝嘍著きて上る。釣主に詵へて曰はく「此の蠅を贖はむと欲ふ」といふ。釣主免さず。叮々に心を至して教化へて言はく「能き人は寺を作る。何甚すれぞ脱さざる」といふ。すなはち脱して言はく「十貝の直に充てば、米五斗ならむとす」といふ。乞ふが如くして贖ひ、法師を勧請へて、合せて呪願せしめて海に放つ。生を放

てる人使人と俱に、山に入り薪を拾ふ。枯松に登り、脱れ落ちて死ぬ。卜者に託きて曰はく「我が身を焼くことなかれ。七日置け」といふ。卜者の語に随ひて、山より荷ひ出し、外に置いてただ期れる日待つ。七日にしてすなはち蘇り、妻子に語りて言はく「法師五人、前に有りて行く。優婆塞五人、後に有りて行く。行く路広く平にして、直きこと墨繩の如し。其の路の左右に宝幡を立烈ぬ。前に金の宮有り。問ひていはく「何の宮ぞ」といふ。優婆塞睇ち諱に嚙きて曰はく「斯れ汝が家主の生れむ宮なり。耆と嫗とを養ひ、此の功德に因りて為に是の宮を作るなり。汝我れを知るか」といふ。答へていはく「知らず」といふ。教へて曰はく「当に知るべし、十人の法師優婆塞は、汝が贖ひ放てりし蠅十貝なり」といふ。宮の門の左右に、額に一の角生ひたる人有り。大刀を捧げて、吾が頸を殺らむとす。法師優婆塞謀めて戮らしめず。門の左右に蘭しき飾饌を備け、諸人菜び食ふ。吾れ中に居る。七日飢渴多て、口より焰を出す。然うして言はく「汝飢多たる耆と嫗とに施さずして駄ひし罪の報なり」といふ。法師優婆塞吾れを將て還り、纔見ればすなはち蘇る」といふ。是人源の状を觀て、施を好み生を放つ。命を贖ふ報は、返りて救翼けしめ、施さぬ報は、還りて飢渴多しむ。善と悪との報無きにあらず。

一夕食の時。
 二 夫の綾君。呼称やその表記を「主」「主二」「家長」「長」「主」「長公」「家主」と変化させている。
 三 韓信の奇食を嫌つた亭長の妻が「晨炊(早朝に炊飯)して食べた」と史記・淮陰侯伝にみえる食事の時を通常よりずらすのである。
 四 飯を炊く。この当時の飯は、米を飯(た)で蒸してつくった。五「いへ」のこの表記を「家口」「家児」と変化させていると考え、「家口をいへ」のこと訓む。六 追いたてて使おうにもてだてが無い。老齢であるから働かせることができない。七 その人に分配された飯。
 八 戸毘王たとえは大智度論・四、薩埵王子(たとえは金光明最勝王經・捨身品、須闍提太子)たとえは大方便報恩經・孝養品、などの説話を念頭においての記述であろう。
 九 各自が。二 しいに。二 使人のひとり。
 三 單や釣をあつかう人。漁をする人。單は魚を捕る竹製の道具。釣はつりばり。
 四 噉スフ(名義抄)。
 五 あなたのような善き人であれば、寺を造つたりするものだ。上巻二十三縁の膳保に語りかけた賓朋のことは口吻が類似している。
 六 どうして蠅を自由にさせないのか。原文「何甚不脱」。後代の「甚」の用法より推測し、「何甚」を「なにすれぞ」と訓んでみたが、どうであろうか。七 令集解・田合によれば、米五斗は十束の稲から得られる量。一段の田の収量は稲五十束。八 僧勸請呪願・放生、と述べられる例は、中巻八縁、十二縁。
 九 蠅を放生した使人が、使人の仕事として他の使人たちとともに山に入って薪を拾った。
 三 直接に伝えるのではなく、卜者に憑いて伝

えている。事故死なので「臨命終時」に遺言することのできなかつたのである。弟子死復生經に「不諱之日、莫殞斂七日」とみえる。中国の冥界游行説話には、七日で蘇生した例が少なくない。
 三 弁正論七所引幽明録・石長和、法苑珠林・破邪篇・感心緣所引冥祥記・程道惠、に、冥界で平坦な道を歩む主人公に対して、「仏弟子なるがゆえにすぐれた道を行く」と羨望する人々が描かれている。本説話の「行路広平」も、冥界游行者が放生の人となるがゆえであろうか。あるいは、殊林・六道篇・鬼神部・感心緣所引冥報記・李旦、金剛經講異・陳昭、法華伝記・八・姚待などより推せば、死者は平坦な道を歩いて冥府におもむき、そこで裁きを受けて受刑の場におもむく、とされることが多い。本説話はこの例であらうか。
 三 直線をひくための道具。「繩墨 内典云、端直不曲、喻如繩墨(涅槃經文也、繩墨、須美奈波(和名抄)。三「烈」は「列」の意。
 三 善をおこなった者の生まれる処が、建造物のかたちで、同じひとつの冥界の中に、刑罰を受ける処に近接して存在する例。中巻七縁。
 三 国会図書館本訓釈(ヒソカニ)。
 三 小声でいう。中巻七縁。
 三 このあたり、説話の展開が唐突である。
 三 冥界でどのような役割をになつている者か不明。本説話には「王は登揚しなす。
 三 国会図書館本訓釈(ヨキクラヒモ)。
 三 阿毘達磨順正理論・弁縁起品に何も食へることのできなない無財鬼のひとつとして炬口鬼を述べて炬口鬼者、此鬼口中、常吐猛焰、饑然無絶、身如被燎多羅樹形、此受極慳所招苦果」とみえる。三 見るとすぐに「纔」は、

観音の銅の像鷹の形に反化して奇しき表を示す縁

第十七

大倭国平群郡 觸村の岡本尼寺に、観音の銅の像十二体有す 昔少聖田宮に宇 御めたまひし天皇の世に上宮皇太子の住みたまふ所の宮なり。太子誓願を發して宮を以ちて尼寺と成したまふなり。聖武天皇の世に、彼の銅の像六体盗人に取らる。尋ね求むれども得ること無し。数の日月を経て、平群郡の馱の西の方に少き池有り、夏六月に、彼の池辺に牧牛の童男等有りて池の中を見れば、聊なる木の頭有り。頭の上に鷹居る。牧牛彼の居る鷹を見、磔と塊とを拾集め、之れを以ちて擲打てども、避らずしてなほ居る。擲拍ちて疲れ懈り、池に下りて鷹を取る。捕らむとしてすなはち水に入り、居る所の木を見れば、金の指有り。取りて牽き上げ見れば、観音の銅の像なり。観音の像に頼りて、名けて菩薩池といふ。牧牛の童男諸人に告知らす。諸人転へ聞きて寺の尼に告知らす。尼等聞き来り、見れば実に其の像なり。塗れる金縷け落つ。尼衆彼の像を圍繞みて悲ひ哭きて云さく「我れ尊き像を失ひ、日夜恋ひ奉る。今邂逅に逢ひたてまつる。我が

諸の大師、何の罪過有せばカスの賊の難を蒙りたまふ」とまうす。然うして聳を敲り像を安きて、寺に請へ奉る。道俗集りて言はく「錢を鑄らむとして盗み取れれども、用るに便無く、思ひ煩ひて棄てたるなり」といふ。定めて知る、彼の鷹と見ゆる者は現実の鷹にあらずして観音の变化なり、と。更に疑ふことなかれ。涅槃經に説きたまふが如し「仏の滅後といへども、法身常に存る」とときたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

法花經を読む僧を皆りて現に口喞斜み悪しき死の報を得る縁 第十八

去天平年中に、山背国相楽郡の部内に、一の白衣有り。姓名詳ならず。同じき郡の高麗寺の僧栄常、常に法花經を誦持つ。彼の白衣僧と其の寺に居て、暫間暮を作つ。僧暮を作つ条に言はく「栄常師の基手かな」といふ。遍ごとに言ふ。白衣僧を皆りて、故に己が口を戻らしめ、効ひ言ひて曰はく「栄常師の基手かな」といふ。是くの如く重々止めずなほ効ぶ。爰に奄然に白衣口喞斜む。恐りて手を以ちて頤を押へ、寺を出でて去る。去る程遠からずして身挙り

一すると同時に、の意。
三「源」は泉の俗字(名義抄)。「泉」は冥界の意。国史圖書館本訓釈「源世弥」は、「よみ」という訓を示すもの。本説話に述べられた冥界「源(心)」は、死後審判の思想がとりいれられている。三 自分の方にどつて来て。四 命を贖つた人を助けさせる。五 自分の方にもどつて来て。六 施さなかつた人を飢渴させる。

第十七縁 あやしき表(し)の説話。今昔物語集十六ノ十三に書承。

一上巻四縁。二奈良原生駒郡斑鳩町あたり。三法起寺。斑鳩町大字岡本に所在。四法起寺に伝存する銅造の菩薩立像を本説話の十二体の観音銅像のうちの一体に擬する説が「日本歴史地名大系・奈良原の地名」にみえるがしたがいがたい。法起寺の菩薩立像は像高二〇・二センチの小像であり、本説話の銅像がもう少し大きめの像として記述されているような印象を与えていること(鷹がとまっていたのは像ではなく像の指とされている)に齟齬する。また、法起寺の菩薩立像は像体を水面下に沈めたばあいに指が水上に突出するような形態ではないので本説話の銅像ではない。この菩薩立像のようなつくりでは、ことなつた印相の像であつても、像体が水面下であつて一本の指が水上に突出するような形態の像を想定することが困難である。五 たんに十二体なのではなく、十二体で一組になつていたのであろう。六 観音、七 観音、三十三 観音、などは知られているが、このような十二体で一組の観音は他に例をみない。六 推古天皇。七 聖徳太子。

八 聖徳太子伝私記・下所引法起寺塔露盤銘文に「上宮太子聖徳皇、壬午年二月二十一日、臨崩之時、於山代兄王、勅御願旨、此山本宮殿宇、即処專為作寺」とみえる。九 所在未詳。一〇「いしなげうつ」の表記を「擲打」「擲拍」と変化させている。一〇「イシナゲ」(名義抄)。一一「この」の表記を取「捕」取」と変換させている。一二未詳。一三 鍍金。一四 はがれ落ちる。一五 上巻三十五縁。一六 仏菩薩の尊称。類似の表現が上巻十二縁にみえる。一七 銅像を原料として銅錢を鑄ようとする。続紀・和銅四年(七二)十月二十三日条に「凡私鑄錢者斬」とあるように、実行すれば斬刑。一八 養老賊盜律によれば、仏像を盗み毀(破)るならば徒(三年)の刑、菩薩像ならば罪一等を減ずる。盗んで供養するならば杖八十の刑。一九 大般涅槃經後分・上。

第十八縁 悪業についての現報説話。今昔物語集十四ノ二十八に類話。

一 過ぎ去つた時を回顧している。「去年」の例は下巻二十七縁の会話中にみえるが、本説話のような例は本書には無い。当事者あるいは見聞者の口吻か。三二七九・七四九年。三三 中巻六縁。内容の類似する上巻十九縁も「山背国のこと」とされている。三三 京都府相楽(心)郡山城町大字上伯(心)に所在。高麗寺跡がその地。三四 未詳。本説話以外に所伝をみない。三五 上巻十九縁、下巻二十縁、など類話はいずれも法華經にかかわる。三六 僧尼は博戯は禁じられたが、碁はゆるされた(僧尼令)。三七 上巻十九縁。三八 三。三九 全身。